

※自治会長会資料 P15 については、下記のとおり一部訂正があります。

☆（拡充）特定不妊治療費助成事業、一般不妊治療費助成事業

【特定不妊治療費助成事業】

令和3年1月1日以降に終了した治療について従来の所得制限を撤廃し、また事実婚も助成対象とします。さらに、~~助成額も1回15万円までであった額を1回30万円までとし助成回数を1子ごとに6回まで（40歳以上43歳未満は3回まで）~~とします。

（助成対象となる治療）体外受精及び顕微授精

（事業の内容）原則として治療が終了した日の属する年度内に、

町に必要書類を添えて申請し、承認された方に助成金を交付します。



<拡充前>

<拡充後>

・所得制限:730万円未満(夫婦合算の所得)	・所得制限:撤廃
・助成額:1回15万円(初回のみ30万円)	・助成額:1回30万円 変更なし
・助成回数:生涯で通算6回まで (40歳以上43歳未満は3回)	・助成回数:1子ごと6回まで (40歳以上43歳未満は3回)
・対象年齢:妻の年齢が43歳未満	・対象年齢:変更なし

【一般不妊治療費助成事業】 所得制限を撤廃します。

問合せ先 えがお (TEL 876-2525)、いきいきセンター (TEL 878-2212)

修正理由 【特定不妊治療助成：資料作成後に県要綱改正が公表されたため】

県改正点：1回当りの助成額 15万円⇒30万円（治療ステージによる）

＋（従来からの）通算2回に限り上乗せ5万円 があり計35万円

町は県助成の不足分を追加助成しており金額変更の必要性がないため

実績

令和1年度 綾川町特定不妊治療費助成事業

申請者	実 12 組 (17 件)
妻年齢	40 歳未満:7 名、40 歳以上:5 名
医療機関	よつば:6 名、厚仁:4 名、高松赤十字:2 名
町助成額	1,958,852 円 (R2 年度治療費総額 6,102,222 円 うち、県助成額 3,325,000 円)

R2 年度 (3 月末現在)

特定 18 件 助成額: 1 万未満~15 万 多いのは 5~7 万円、15 万: 8 件

一般 5 件 助成額: 3 万~5 万